

岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県総務関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一三の表中「七、〇〇〇」を「二〇、四〇〇」に改める。

別表第一四の表三の項第一号イ中「九、三〇〇円」を「二一、六〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「二一、一〇〇円」に改め、同号ロ中「八、七〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「九、八〇〇円」に改め、同号ハ及びニ中「九、三〇〇円」を「二一、六〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「二一、一〇〇円」に改め、同号ホ中「八、七〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「九、八〇〇円」に改め、同項第二号イ中「七、九〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、五〇〇円」に改め、同号ロ中「六、二〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「六、七〇〇円」に改める。

別表第一六の表四の項中「二、一〇〇」を「二、七〇〇」に改める。

別表第一七の表七の項中「一一〇、〇〇〇円」を「九八、〇〇〇円」に改め、同表十一の項中「二一、四〇〇円」を「二三、二〇〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二二、七〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提案説明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、行政書士試験手数料の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。